

令和6年度 小山市インターンシップ実施要領

1 目的

小山市インターンシップは、希望する学生及び生徒（以下「学生等」という。）に対し、小山市における就業体験の機会を提供することにより、職業意識の向上と小山市政への理解を深めることを目的として実施します。

2 概要

(1) 対象者

大学院、大学、短期大学、高等専門学校、専門学校又は高等学校（以下「大学等」という。）に在籍し、インターンシップへの意欲と目的意識を持ち、小山市職員を目指す学生等

(2) 実施期間及び日数

原則として、令和6年8月1日から令和6年9月30日までの期間のうち、受入部署と調整の上、5日間を超えない範囲

(3) 実施時間

原則として、午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までは休憩）

※ 受入部署によっては実施時間が異なる場合があります。

(4) 受入人数

10名程度とし、希望者多数の場合は、応募書類をもとに選考

(5) 実施内容

受入部署において決定

3 申込から終了までの流れ

(1) 申込期間

令和6年5月 日から令和6年6月25日まで

(2) 申込方法

インターンシップを希望する学生等は、必ず在籍する大学等のインターンシップ担当課に申込みに対する了承を得た上で、小山市ホームページに掲載されている「令和6年度小山市インターンシップエントリーフォーム」から申し込んでください。

(3) 受入れの決定

職員研修所から受入れの可否を大学等に通知します。

(4) 協定書の締結等

受入れの決定後、大学等とインターンシップに関する協定書を締結するとともに、学生等に誓約書を提出していただきます。

(5) インターンシップの実施

職員研修所から通知される「インターンシップ確認シート」に基づき、受入部署にてインターンシップを実施してください。

(6) 実施後のアンケート

インターンシップ終了後1か月以内に、小山市ホームページに掲載されている「令和6年度 小山市インターンシップアンケートフォーム」からアンケートに回答してください。

4 その他

(1) 報酬等

インターンシップに係る報酬、手当、食費、交通費等の支給はありません。

(2) 身分

インターンシップに際し、市の職員としての身分は有しません。

(3) 服装

インターンシップ期間中は職務に適した服装をし、名札を着用してください。

※ 名札はインターンシップ初日に受入部署にてお渡しします。

(4) 服務

次の事項を厳守してください。

- i 実施時間中は受入部署の担当者に従い、職務に専念してください。
- ii 小山市及び関係者の名誉を毀損する行為、業務を阻害する行為及び品位品格を損なう行為は行わないでください。
- iii 知り得た機密事項及び個人情報、インターンシップ期間のみならずインターンシップ終了後も、いかなる方法によっても第三者に決して漏らさないでください。
- iv 事故には十分注意し、自己及び在籍する大学等の責任により賠償責任保険及び災害傷害保険に加入してください。
- v 誓約事項のいずれかに違反し、インターンシップ中止の指示があった場合は従ってください。

(5) 賠償責任

インターンシップ期間中に故意又は過失により起こした対人・対物の損害については、自己の責任において解決するとともに、自己及び在籍する大学等において加入する保険によって弁済してください。

(6) 傷害・災害補償

インターンシップ期間中に被った事故・災害については、自己の責任において解決するとともに、自己及び在籍する大学等において加入する保険によって補償を受けてください。

5 問合せ先

〒323-0811 栃木県小山市犬塚 3-1-3

小山市総務部職員研修所 担当 松村

TEL : 0285-21-1877

Email : d-kensyu@city.oyama.tochigi.jp